

福岡県公報

令和 7 年 7 月 15 日
第 612 号

目次

告 示（第444号－第447号）

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し（会計管理局会計課）…………… 1
- 保安林予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 1
- 保安林予定森林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 1
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）…………… 2

公 告

- 特定危険薬物の指定の失効（薬 務 課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 3

再 掲

- 令和 7 年 7 月 20 日 執行の参議院福岡県選出議員選挙における候補者
1 人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限
額の訂正（行財政支援課）…………… 3

告 示

福岡県告示第444号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙
条例（昭和39年福岡県条例第48号）第 3 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき 人証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	取消年月日
---------------	-------------------	--------	-------

289	北九州市八幡西区則松六丁目 5 番 20 号 池田由香利	北九州市八幡西区則松三丁目 7 番 1 号 八幡総合庁舎 内売店	令和 7 年 3 月 31 日
-----	---------------------------------	-------------------------------------	-----------------

福岡県告示第445号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の
規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡赤村大字赤字中ノ田7397、字桑ノ木7401の 4
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ田7397・字桑ノ木7401の 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水
産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第446号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 の

規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字渡り 2192・2194（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第 447 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 7 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字二股松 2418

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二股松 2418（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）



公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成 26 年福岡県条例第 57 号）第 16 条第 1 項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 7 年 7 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) プロパン - 1 - オン及びその塩類

(2) 化学名 2 - { 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N - エチルエタン - 1 - アミン及びその塩類

(3) 化学名 (8 R) - 6 - アリル - N, N - ジエチル - 1 - (チオフェン - 2 - カルボニル) - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第73号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

- 3 失効年月日
- 令和7年7月13日
- 4 罰則の適用
- この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 朝倉郡筑前町下高場字鬼丸1939番1、1939番5、1940番1、1940番4、1940番5、1942番1から1942番4まで、1943番1から1943番4まで、1944番1、1944番2及び1944番6並びに字浦ノ野1945番5、1945番6、1946番、1947番、1948番1、1949番1、1949番16及び1949番17並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 北九州市小倉北区東港一丁目5-5
- 三扇工業株式会社
- 代表取締役 木内 一敬

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第196条の規定により告示した、令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における候補者1人につき支出することのできる選挙運動に関する支出金額の制限額（福岡県選挙管理委員会告示第69号）を、次のとおり改める。

令和7年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

選挙運動に関する支出金額の制限額

51,865,400円